

続「商標情報のインターネット利用法」

会員 古関 宏・石井 茂樹



要約に代えて

インターネットが普及し始めたばかりの8年前「商標情報のインターネット利用法」というタイトルで本誌に掲載させていただいた(1999年7月号)。今般、同じようなお話をいただき、拙稿を読み返してみたところ、頭の固い古い人間ではさほど有用な情報を提供できないと痛感した。そこで、新進気鋭の石井茂樹弁理士に「白羽の矢」を立て、共著をお願いしたところ、快く(?)引き受けてくれた(なお、彼によると、「白羽の矢」というのは本来「犠牲」の意であるらしい)。

本稿には私にとっても有用な情報が盛り込まれており、読者にとっても有用な情報であると期待している。有用な情報提供者として「犠牲」になった石井弁理士に感謝している。

なお、登場人物甲(インターネットの知識は、必要最低限はある、と思い込んでいる「中堅」(?)弁理士)及び乙(頼まれればイヤとは言えない、周りからは「若手」と言われ続けている有能な弁理士)は、あくまでも架空の弁理士であって、筆者ら自身ではないことをお断りしておく。

目次

- 1. 商標の類否
 - 1-1 類似検索
 - 1-2 商品・役務の特定
 - 1-3 結合商標
 - 1-4 図形商標
- 2. 識別力
- 3. 周知・著名性
- 4. 使用調査・ウォッチング
- 5. 国際関係
 - 5-1 外国の商標制度
 - 5-2 WIPO
- 6. 裁判例
- 7. その他

1. 商標の類否

1-1 類似検索

甲：商標専門の弁理士でも、商標調査にIPDLしか使っていない弁理士がいるそうだけど、IPDLだけじゃ不安だよな？ 拒絶が確定した出願や満了した登録が出てこないからね。ほくは、IPDLの後、I社(<http://www.etrademark21.com/>)のシステムを使っているんだけど、乙君は何を使ってる？

乙：ボクは、IPDLで調査した後、B社のシステム

(<https://www.brandy.ne.jp/brandy/login/index.html>)を使います。B社のシステムを使わずにI社のシステムだけで調査したのは、数回です。以前、24区分で全類調査をしたときには、B社のシステムだとコストがかかりすぎちゃうので、I社のシステムを使いました。

甲：B社のシステムは、過去の出願データを豊富に蓄積している点が良いところだけど、類似群単位の課金システムで、高額になってしまうのが残念だよな。それと、ユーザーの条件指定次第で、出るものが出ないおそれがある。もっとも、I社のも、TN値が高い音の相違とか3音以上相違すると出ないところに問題があるけど。昔は、P社の経過情報を使って拒絶理由コードを調べていたけど、今じゃB社もI社も拒絶理由コードが付いているから、便利になったよね。

乙：料金面を見た場合には、I社のシステムの方が上ですよ。ただ、I社のシステムは、IPDLと同様、まず、「コンピュータの類似度」からの類否判断がなされるので、ここで間違えられていたら終わり。B社のシステムでは、どのような商標を

抽出するかという点からユーザーに移行するようになってきているため、抽出の段階から自分で類否判断をでき、この点で、B社のシステムの方が安心感があります。また、B社のシステムでは、自分で条件をかけているので、「ここにはどういう商標が出ている」ということが分かっている、リストをチェックしやすい。

甲：そうそう。類似商標検索は、何といても調査対象の称呼をどのように特定するかが一番問題だよ。この前も依頼者が「〇〇保証」（〇〇ホショウ）という商標を調査したら、類似するものがなかったの、出願してくれ、と言ってきたんだけど、念のため「〇〇」について調査したら、案の定、ズバリがあつてね。結局は、商標を変更することになったんだよ。

乙：B社のシステムについては、「条件指定」を極端に怖がる人がいますけど、今話に出てきた「称呼の特定」とか「リストチェック」が怖いと口にする人はいないと思います。条件指定も、「類否判断を、リスト上で行うのではなく、リスト作成時にしているだけ」なんだから、「条件指定」だけを不安視することはない。逆に、条件を他の人に打ってもらって、リスト上で類否判断をするだけという人もいますけど、そういうやり方だと不安かな。最初の類否判断を他人に任せるくらいなら、I社のシステムを使う方がボクはマシだと思います。結局、商標を見た段階で、ある程度の類否判断が行われていて、あとはそれをどう処理するのがふさわしいかを判断するのが一番重要ですよ。

甲：そうだよ。類否判断は、ヒットした商標を見ながら、並行してやってるよね。そうできる点では、B社のシステムも、I社のシステムも同じじゃないかな。直接的な検索結果では判断できないと思えば、別のやり方でもう一度トライしてみる。先日、新人研修で、「NANO TECHNO」（11C01）の商標調査を題材にしたんだけど、「11C01」の類似群だけを調査した人が殆どで、その範囲には完全に類似するものはない。ところが、「11？」と広げてやれば、同一の商標がヒットするんだけど、これを指摘した人は本当に少なかった。

乙：「NANO TECHNO」（11C01）で、「11？」まで見たいなら、I社のシステムの方がよいですね。B社のシステムだと、料金の問題があるから、そこまではできない。せいぜいIPDLで確認するくらい。さっき言ったリストの見やすさにしたって、1音相違のものを抽出している部分でちゃんとチェックしないといけない商標が200件というように抽出数が多いときには、B社のリストでは見づらい。そういう場合は、「称呼順」に並んでいるI社のリストの方が見やすいと思います。結局、両システムとも一長一短があるから、システムの特徴を考えて使うのが重要だと思います。

1-2 商品・役務の特定

甲：乙君は、依頼者の商品や役務の類似群がわからなかったことはない？ これだけ新商品や新サービスが出てくると、古い人間はついていけないよ。結局は、ニース協定の考え方に即して考えなければいけないんだろうけど。

乙：商品はそんなに多くないですが、サービスは新しいサービスが続々と出るの、わからないことが結構あります。ボクは、そういうときは、インターネットの検索エンジンで調べています。商品・サービスの説明を聞いて、キーとなりそうな言葉を検索エンジンに入れて、検索結果で出てきた商品・サービスを画像等で確認して、イメージを掴みます。あと、その商品・サービスについて検索エンジンで同業他社の商標名を調べて、その商標がIPDLで出願・登録されていないかを調べることもあります。あくまでも参考程度ですけど、自分の考えと同業他社の出願範囲とが一致すると、ホッとします（笑）。

甲：乙君は、検索エンジンでまずは調べるんだ。フムフム（確かにその方法の方がより正確なイメージが掴めると納得）。私は、IPDLの「商品・役務名リスト」が最初かな。ここで調べてイメージが掴めないときは、I社の「GSリスト」や「指定商品・役務」検索を利用したり。どちらかという、指定商品・役務の表示をどのようにするかという観点から入っていく感じかな。最近、外国の依頼者のサービスが「42P02」「42X11」のいずれの類似群に属するか判断しかねる表示（「computer services」「internet services」）があ

ってね、表示方法によっては、どちらにも入る可能性があったんだけど、より具体的な表示に近い表示を探して類似群を特定したよ。

乙：ボクの場合は、IPDLの「商品・役務名リスト」を検索する前提として、絞り込む言葉が思い浮かばないことも多いから（笑）。例えば今出てきた「42P02」「42X11」の2つの類似群だけを元にIPDLで検索したら、検索結果が1000件を超えてしまって、リストまで辿り着けない。IPDLの「商品・役務名リスト」も、1000件を超えてもある程度は見られるようにしたり、また、その際には、言葉を含むものを「拾う」だけではなく、「除く」こともできるようにしてくれれば、もっと活用しやすいと思います。「拾う」絞り込みだけだと、正確にはイメージしづらい新商品・新サービスの場合は、ちゃんと適切な表示を見つけれられたのか、少し怖い。

甲：確かに、何らかの条件を入力してやらないと、リストまで漕ぎ着けない場合が多く、逆に下手な条件を入れると、必要なものが抜けてしまう。

乙：例えば、「アバター」なんて言葉は、数年前には知らなかった。取引社会で「アバター」が使われていて検索エンジンではヒットしても、IPDLの「商品・役務名リスト」では「アバター」ではヒットしない。1件ヒットしたと思って喜んで確認したら、出てきたのは「ココアバター成分入りの…」という表示で（図1）、愕然としたり（笑）。言葉を「拾う」だけのシステムっていうのは、商品・サービスをちゃんと理解して「適切な言葉」

を入れることが前提になっていて、その前提がない新商品・新サービスのときには、苦労します。さっき出てきたI社の「指定商品・役務」検索は、「除く」検索もできるので、そういう検索の仕方をしたいときに、特に使い勝手がよいですね。このシステムだけでは類似群コードまでは分かりませんが、類似群を知りたい場合には、その段階でIPDLの「商品・役務名リスト」で検索をしたり、I社の「商品・役務名リスト」を使っています。

甲：（「アバター」って何???⁽¹⁾）依頼者の新商品やサービスを正確に把握することが大事なんだろうねえ。古い人間は、どの包括概念に属するかという石頭で考えがちだけど、そうではなくね。（と話題を変えて）そう言えば、三極リスト（特許庁の取り組み（国際活動と協力）>商標三極協力>商品役務表示の三庁リストについて）って知ってる？ 国内の出願には直接関係がないんだけど、日米欧で指定商品・役務の英文表示としての英語版が7000件以上ある。海外に直接出願する際やマドプロの表示として利用できるよ。

乙：外国関係の情報も最近充実しているみたいですね。この辺は甲さんの方が詳しいと思うので、また後ほど教えて下さい。

1-3 結合商標

甲：結合商標（A+B）というのは、AとBの識別力等について判断しなければならないから、類否判断も難しい。IPDLの「商標出願・登録情報」を使って、Aを含むもの、Bを含むものをピックアップすれば結合商標の類否判断に利用できるけど、過去の拒絶出願がないから、どのように判断されてきたかがわからない。だから、過去出願がデータとしてある、I社の「シリーズ検索」を利用している。

乙：I社の「シリーズ検索」って、よく耳にはするんですけど、ボクは使ったことがありません。どんなシステムなんですか？

甲：要は、一定の称呼の、完全一致、前方一致、中間一致、後方一致の4つをピックアップするやり方なんだよ。その一定の称呼というのも、例えば、「エービーシー」の完全一致だけではなく、「エイビイ

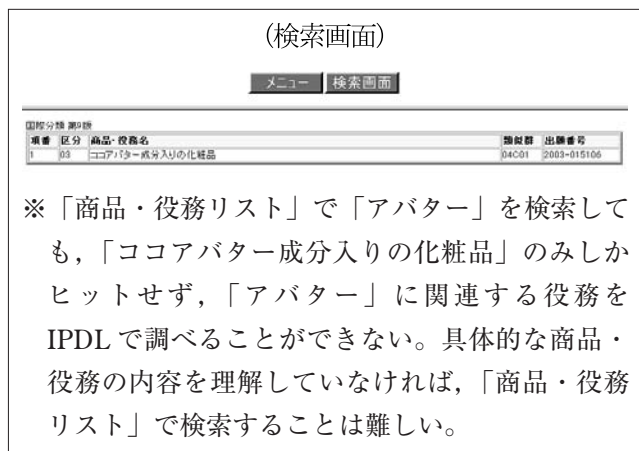


図1 IPDL「商品・役務リスト」での検索結果

シイ」等も拾ってくる。それと、「文字検索」というのがあって、これは同一称呼ではなく、商標を構成する文字「ABC」を幹として、その完全一致、前方一致、中間一致、後方一致が検索できる。

乙：ボクは、結合商標の類否判断が必要そうな場合については、B社のシステムを使う際に、「PERFECTION」^②を前方一致、後方一致に分けてリストアップしているの、基本的にはそれで判断していますが、微妙なときには、同社のシステム (<https://mars.brandy.ne.jp/>) 中の「結合商標検索」を使って、併存登録例を確認しています。このシステムは、「称呼」或いは「商標（文字列）」を入力して、その語の位置が「前方」か「後方」かを特定すれば、「A + B」と「A」の併存登録例や「A + B」と「B」の併存登録例を抽出できる、というものです。

甲：その「結合商標検索」というのは、「A + B」と「A」の併存例を同時にみることができるの？

乙：できますよ。併存している商標を表形式で見ることができます。また、「簡易」ボタンを押せば、簡略化した2商標の書誌情報が1枚でプリントアウトできます。結合商標とは話がそれますが、同じシリーズで、「一音相違検索」というシステムもあって、これは、一音相違称呼商標の併存登録例を確認できるシステムです。例えば、「ピ」と「ビ」が相違する商標の併存例を見たいなら、「音A」として「ピ」を、「音B」として「ビ」を各々指定すれば、併存登録例が出てくる。「相違位置（語頭／中間／語尾）」、「称呼長」や「類似群コード」で絞ることも可能です。

甲：I社の「差異音サーチ」がそれと同じ内容かな。このシステムというのは、同じ類似群で権利者が異なるものだけをピックアップするのが前提だと思うんだけど、それを目検したり、確認したりしなければならぬのが億劫だなあ。

乙：結合商標に話を戻せば、言葉の性質として、前後の文字と結びつきやすい語だということを主張するときにも、検索エンジンを使えますよね。例えば、不服2005-10159号審決では、「図形 + OUTDOOR / PRODUCTS」と「アウトドア /

OUTDOOR」を非類似と判断していますが、その理由として、「『PRODUCTS』の語は、『○○ Product (s)』や『○○プロダクト (ツ)』などと連続し、又は称呼して一般にしばしば使用されている」と説示しています。こういう主張を自分たちである場合には、検索エンジンで「PRODUCTS」という言葉の実際の使われ方を探すことができます。

甲：（まさか！何で「OUTDOOR / PRODUCTS」と「アウトドア / OUTDOOR」が非類似なんだ？ と思い、審決を見る。）この事例はさあ、本来「OUTDOOR / PRODUCTS」の文字部分には識別力がなく、図形部分に識別力があると言いきなんでしょうね。

乙：この事例では、抵触商品がアウトドア用商品を想定しづらいものばかりなので、指定商品の関係から言えば、「OUTDOOR / PRODUCTS」の文字部分にも識別力がありそうです。ただ、言葉の性質として、いつも「○○ Products」が一連かと言われれば、確かにそうではない気がしますね…（と、不適切な例でバツが悪くなったので、）勝手に話を纏めちゃいますけど、インターネットの検索エンジンは、言葉の性質を主張する際に、その主張を補完する資料を簡単に入手できるという点で便利だと思います。

1-4 図形商標

甲：乙君のところでは、図形商標は外注？ それとも自分で調査してるの？ 私は、独立した当初は手めぐりでやっていたんだよ。その当ても、図形商標のコンピュータ調査ができないか検討していた人がいてね。それが具体化したのは、民間ではB社のシステムだけだろうと思うんだよ。

乙：外注はしていますが、必ず同時に、自分でも調査をしています。図形は人によって色々な見方があると思うので、外注している方が安心できます。ボクが気づかないコードに気づいてもらえるということもありますし。本当は気づかないといけなんでしょうけど、向こうは図形を見るプロだから。特に、ウィーン分類は細かいので、気を遣います。

甲：乙君は、ウィーン分類の前の特許庁分類で図形商標を調査したことがあるかい？ どちらも一長一短があるけど、これも類似商標の検索システムと同様、システムの内容をわかった上で使う必要があるよね。

乙：特許庁分類でも調査したことがあります。特許庁分類と比べて、ウィーン分類は非常に細かい分類ですが、B社が独自に付与している図形コードは、特許庁分類よりもさらに大きい概念で分類されていますよね。図形商標の類否は周辺の登録状況等も勘案する必要があるので、細かい「ウィーン分類」の方がよいか、それとも、大雑把な「B社の図形コード」の方がよいかは、図形によっても違うと思います。例えば、円的図形のように、ちょっとした相違点が類否に影響を与える単純な図形の場合には、それほど広く見る必要もないので、ウィーン分類の方が検索しやすいけど、あまり見かけないような特殊な図形の場合には、B社の図形コードの方が、周辺状況まで確認できる分、適しているように思います。

2. 識別力

甲：調査や出願を依頼された商標が識別力を有しているか判断が難しいときがあるよね。ぼくは、類似商標検索システムでヒットした出願で拒絶理由コード(30や31)があるものや、昔の「拒絶文字商標集」のデータを利用して、I社の「Mr. 3条」はあまり使っていないんだけど、乙君は、どんな資料を参考にして判断しているの？ ネット上でまずは調べるの？

乙：「Mr. 3条」も場合によっては使いますが、まずは、ネット上で公開されている辞書類や検索エンジンを使いますね。専門的な用語の場合でも、最近では色々な分野の辞書がネット上で見られるので楽だと思います。検索エンジンは、「使われている」ことの確認にも使えますけど、「使われていない」ということの証明にも使えますよね。

甲：拒絶理由通知をみると、結構、ネット上の資料を理由にしているものがあるよね。意外に出願人の使用例が引用されているのも多いと思うんだけど。

乙：多いですね。「商標としての使用例」を指摘された場合もありました。逆に、これは調査のときに我々代理人も注意しないとイケない点ですね。特に最近は、識別力が弱そうな言葉の調査・出願が多いし、検索ヒット数だけで騙されないようにしないと。例えば、最近は「ブログ」が流行っていますが、ブログは個人的文章だから、品質表示語ではないのに「面白い表現」を好んで使っている場合がある。だから、検索エンジンの検索結果だけじゃなくて、中身の確認、使い方の確認が基本的に必要なんだと思います。

甲：確かに仰るとおり。

乙：それから、品質表示語として使用されている例は確かにあるけど、「僅か数件」っていう場合もありますよね。その場合は、識別力の有無に悩みます。審決でも、「この程度では一般的に品質表示として使用されているとは言えない」という記載がされていることが結構ありますけど、甲さんは、目安として「どの程度の使用例」をもって識別力の有無を判断していますか？

甲：一概には言えないけど、競合他社が2～3社程度使用している事実では足りないと思うなあ。競合他社が複数使用していて、信頼性のある辞書、辞典類に掲載されている必要があると思うんだけど…（と自信なさ気）。

乙：2～3例なら、「普通に使用されている」とは言えなさそうな気がしますよね。でも、5～6例見つかったとなると、どうでしょう？ そのくらいになると結構悩みます。この辺は、商標を構成する言葉の性質によっても違うと思いますけど。それから、同じ5例でも、自分でワードを入れてひっかける「検索エンジン」でたまたま見つかったという場合と、一般人が広く読んで「新聞」や「雑誌」で品質表示語として使われているのが5例あるっていう場合では、重みが違う気がします⁽³⁾。

甲：先日、1件の文献だけを引用して品質表示だという事例があつてね。しかも、その文献は業界の辞典類で1番売上げがあるから、信憑性があると。ところが、その発行元に問い合わせたところ、誤って掲載された可能性が高い、とのことで、訂正

するよう、申し入れをしたケースがあったよ。それで、不服審判を請求しなければならないなんて、おかしいよね。

乙：たった1件の誤記で識別力が認められず、審判まであげなければならないというのはツライですね。甲さんが今仰った事例のように「1件、2件の使用例しかない」というものや、「使用例は請求人の『商標』としての使用例のみ」というものも、審査段階で拒絶されるケースが結構ありますよね。審決を読んでいると、そういう事例をよく見かけます。

甲：ただ、査定時に実際に品質表示として日本で通用していなくとも、本来、品質表示語であるものは、拒絶されるべきだと思うんだけど。例えば、昔「アセロラ」とか、「キシリトール」が登録されていたんだけど、識別力については、5年の除斥期間があるから、無効審判を請求できない。さっきの「アウトドア」についても、登録後に識別力を喪失する場合、或いはもともと識別力がなかった場合、当該部分は識別力がないから、類否判断の対象としての称呼は発生しない、という審決があったんだけど、最近では、そういう審決が減ったような気がする。

乙：最近だと、そういう言い方ができる場合でも、そこは触れず、「称呼は共通するが、…総合観察で非類似」という審決になってるケースもあります。当て字で識別力は認められる例ですが、不服2003-12417号審決（「召伸」※「正中／ショーチュー」等）も、正にそういうケース。指定商品「焼酎」なんだから、「類否判断の対象としての『ショウチュウ』の称呼は発生しない」と言えばよいのに、「称呼の点において一致する場合があります」として「ショウチュウ」の称呼が出ることを認定した上で、但し、外観及び觀念において顕著な差異を有するものであって、総合的に考察すると、商標非類似、と判断しています。

甲：もともと称呼というのは、類否判断の判断要素であったはずだね。裁判所の判決の影響なんだろうが、識別力があるうがなからうが生ずるものは全て称呼として取り扱っているような気がしてならない。だけど、特許庁の類否判断が称呼を基本

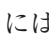
としてなされているのは明らかだし、だからこそ、我々代理人も、称呼を中心に、商標の登録性について判断しているわけでしょう。これが崩れたら、何が登録され、何が登録されないのか、わからなくなってしまう。これが更に進んでいくと、審査主義の崩壊を招きかねない。そろそろ、振り子を戻さなければならない時期なんだろうね。

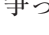
乙：仰る通りです。類否判断としての「称呼」が出るということと、単に、その文字にそういう「呼称」が存在するという事は、違いますよね。

甲：それと、IPDLの「審判情報」は、審判番号がわからないと、使えない。だから、事前に「顕著性事典」で審判番号を調べてから、審決の内容を見たりしている。この「顕著性事典」のインターネット版というのはないよね？ あると便利なんだけどね。

乙：B社がネット上で使えるようにしているはずですけど、そういうのじゃなくって？

甲：えっ、そうなんだ！

乙：ボクは、「顕著性事典」で近い事例が見つからない場合には、IPDLの「商標出願・登録情報」で、検索項目として「拒絶査定発送日」を入れて探します。例えば、商標「○○のチカラ」（指定商品：健康食品）で識別力がないと判断された場合には、のように検索項目を入力します。

乙：あとは、一覧画面に進めば、2000年1月1日以降に出願された同じような態様の商標で、拒絶査定にまでなってしまった案件をリストアップできます（参照）。登録になっていれば、審判で争っているってということだから、その書誌にあたって審判番号を確認することができます。

もともと、この方法だと、識別力で争っていると思っていたら、実際は類否で争っていたケースだったってということもありますけど、「商標出願・登録情報」は2週間ごとに更新されるので、「顕著性事典」のタイムラグを埋める方法としては使えると思います。

甲：（ムムッ！そんなやり方があるとは？）⁽⁴⁾

乙：最近でできたDBを使う方法もありますけど、そ

(検索画面)

商標出願・登録情報

メニュー ニュース ヘルプ

・複数の検索キーワードを用いる場合には、各キーワードの間スペース(全角又は半角)を入力してください。
 (例) 日本 トヨタ自動車 (とよた自動車)
 ・登録事項目録の入力方法が必ず一致検索、請求一致検索、中間一致検索の入力方法は、ヘルプを参照してください。
 ・類似群コード、番号、日付は、半角を入力してください。
 (例) 類似群コード 01A01 02A1 02P 番号 H11-123456 2000-123456 日付 19990001
 ・区分又は類似群コードにスペースは、下部に表示されている商品・役務リスト、商品・サービス国際分類表又は類似商品・役務審査基準等に参照ください。

検索結果 20件

検索項目選択	検索キーワード	検索方式
商標(保常用)	「?のちから ?の力 ?のチカラ」	AND
類似群コード	32F01 32F02 32F03 32F04 32F15	OR
拒絶査定発送日	20000101	OR

検索項目選択として、

- 「商標 (選択用)」 (以下 3 つを OR 検索)
→ 「?のちから ?の力 ?のチカラ」
- 「類似群コード」 (以下 5 つを OR 検索)
→ 「32F01 32F02 32F03 32F04 32F15」
- 「拒絶査定発送日」
→ 「20000101」

を指定し、この 3 つを AND 検索した結果、検索結果は「20 件」。

→2000 年以降、同態様で拒絶査定になった出願 (データ蓄積分) が 20 件存在する。

図 2 IPDL「商標出願・登録情報」での入力例

これはまた後ほど(「7. その他」参照)。

3. 周知・著名性

乙：周知性・著名性がないということを検索エンジンの結果で争ったことがあります。検索エンジンにかけても 10 件程度の使用例しか見つからないのに、周知・著名なわけがないじゃないか、って。逆に、周知性・著名性を立証しないとイケないっていう場合には、検索エンジンの結果はあくまでも補完的なもので、本当はちゃんと立証していかないとイケないと思いますが、甲さんは、ネット上のシステムを使ってその立証をしたことがありますか？

甲：大雑把な性格なせいか、どうも周知性の立証は苦手だなあ。質より量って感じかな。昔、スポーツ用品の商標について 3 条 2 項の立証をするのに、競合他社や著名なユーザー等の証明書を 100 通ぐらい集めてもらったことがあったけど、結局は残念ながら 3 条 2 項の適用を受けずに商標自体の識別力を認めてもらって登録したことがある。本当は、登録を受けるのは、指定商品 (指定役務) と

(一覧画面)

メニュー 検索画面

01-20/201 項番の 番目から 項番は半角で入力してください。

商標出願/登録/登録番号	国内登録	商標(保常用)
1. 登録4580168		パールとリノイアの力
2. 登録4632607		自然のちから
3. 登録4782992		トマトのちから
4. 登録4830369		リンゴのチカラ
5. 登録4881832		ひびびくふんきとの味\ 粟田米**自然を守るも粟田のチカラ
6. 登録499124		ウコンの力
7. 登録5007679		リゴンのちから
8. 商標005-028426		種の手カラ
9. 商標005-062706		クランベリーのちから
10. 商標005-072695		GABAの力\、キハリの力
11. 商標005-078187		搾乳の手カラ
12. 商標005-090326		ヘチマの力
13. 商標005-090308		乳脂層の力\、ちから
14. 商標005-106280		母乳の手カラ
15. 商標005-106133		オートミール(パワー)\、オートミールの力
16. 商標005-115054		ガルーの力
17. 商標005-122262		キハリの力
18. 商標006-011680		ちから\、わかめの力
19. 商標006-018625		アピオスのちから
20. 商標006-030707		キハリの力

※20 件中 7 件が登録で、この 7 件はいずれも審判段階で登録になった例。残り 13 件は審査又は審判で拒絶されたか、未だ特許庁に係属中のケース。

図 3 IPDL「商標出願・登録情報」での検索結果

商標なんだから、その商標がどの商品や役務にいつからどのように使用してきたか、そして、それがどのような評価を受けているか、について日付が特定できる客観的な資料を集めるしか方法がないと思うんだけど。特に、ネット上の資料というのは、日付の特定が困難でしょ？ これをどのように立証するかが問題だね。因みに、IPDLの「日本国周知・著名商標検索」っていうのは使ったことがある？

乙：防護標章としてどんなものが登録されているかを調べたときに、一度だけ使ったことがあります。おそらく、「商標出願・登録情報」では防護標章登録を引っ張れないと思うのですが、「日本国周知・著名商標検索」で検索すると、「この商標は、防護標章として登録されています。」と記載されているので、その確認が簡単にできました。甲さんは、「日本国周知・著名商標検索」を使ったことがありますか？

甲：ぼくは殆ど使わない。あのデータは、防護標章登録されているものと、異議・審判・判決等で周知性・著名性が認められたものなんでしょう？ 例えば、商標調査で、周知・著名な商標と混同を生じそうなものは、経験と勘で判断しているかな(と、薄っぺらな経験だけが頼り)。

乙：「この商標は、防護標章として登録されています。」とか、「この商標は、異議決定/審決/判決に基

づくものです。」という一文だけじゃなくって、いつの時点の周知・著名性を認めたのかとか、審決番号・判決番号とかを記載してくれれば、もう少し使い道が出そうですけど。

4. 使用調査・ウォッチング

甲：商標の調査をして障害になる商標があると、その商標が使用されているかをネットで検索しているんだけど、乙君はどう？ 昔は信用調査とか側調とかを使っていたけど、最近は、ネットでかなりわかるようになったよね。大手の企業であれば、概ねどんな商標を使っているかがわかる。

乙：ボクも、調査や拒絶理由段階で、不使用取消で対応しないと登録はムリだろうという場合には、検索エンジンで調べます。ネット上で使用している場合には、不使用取消では対応することができないことが分かりますね。ネット上では使用していない場合、ネット上に出てこないだけかもしれませんが、使用許諾しているのかもしれませんが、不使用で対応できる可能性があるっていうところまでは分かります。あくまでも可能性ですが。

甲：一番問題なのは、ウォッチングだと思うんだけど、乙君はどう？ 「商標公報DB」は、1週間に2回、更新されるけど、一々公報に当たる時間的余裕はないし。出願中の商標については、2週間に1度、「経過情報」のデータが更新されるので、その都度、現状をウォッチングしているんだけどね。何かいい方法はないかなあ？

乙：ボクも、ウォッチングに関しては「経過情報」でその都度チェックしているのが現状ですが、民間のシステムとしては、B社が「ウォッチング」システムを構築しているという話を聞いたことがあります。ウォッチングの対象となる商標を登録すれば、毎週定期的に追加・修正の商標データから検索し、端末から確認できるみたいです。

甲：毎週更新されているの？ もし公報掲載日からさほどタイムラグが生じていなければ、使えるかも知れないね。ただ、こちらがウォッチングする商標を特定しなければならいんでしょう。そうではなく、例えば、今日の公告分として、商標公報に掲載されたものが一覧できるシステムがあっ

もいいよね？

乙：異議申立期間が「商標掲載公報の発行の日から二月」(商標法43条の2)と短いことを考えれば、そういうシステムを望む声は多いように思います。

5. 国際関係

5-1 外国の商標制度

乙：ところで、ボクはドメスティックな人間なので、あまり外国の商標制度には詳しくないのですが、外国制度について問い合わせを受けることも時々あります。先ほど、「商品役務表示の三庁リスト」は教えていただきましたけど(「1-2 商品・役務の特定」参照)、外国の商標制度について、簡単な情報を入手できるようなネットってものはありますか？

甲：それが意外に少ないんだよね。もっともぼくが知らないだけかも知れないけど。一番概略的なものは、特許庁の「特許行政年次報告書」の中の「各国産業財産権法概要一覧表」。これをみれば、審査主義かどうか、加盟条約は何か、存続期間が何年か、不使用期間は何年か、異議申立期間が何日か等がわかる。その次に詳しいのが、発明協会の「外国産業財産権制度・侵害対策」(<http://www.singai.jiii.or.jp/>)。出願から登録まで概略を解説している。より詳しく調べたいときは、特許庁の「外国産業財産権制度情報」。各国の商標法と規則の訳文が掲載されている。ただ、この訳文は非公式のものなので、直接、各国の特許庁のホームページにアクセスして、条文を確認すべきだと思うよ。この前も、韓国には日本の商標法4条1項13号と同じ規定が7条1項8号にあるんだけど、その例外が7条4項に規定されている。その日本語の訳文が不明確だったんで、韓国の知財庁のホームページにアクセスして英文に当たったら、理解できた。海外の特許庁も、米国の「TMEP (Trademark Manual of Examination Procedures)」のような審査基準もオープンにしてほしいね。

乙：香港やマレーシアもホームページ上でオープンにしているみたいですけど、全ての国がオープンにしているわけじゃないみたいです。じゃあ、まずは、今教えてもらった「特許庁」のホームページ

と「発明協会」のホームページを見て、あとは、各国特許庁のホームページや各国代理人への確認が必要ということになるわけですね。

甲：それと、日本から外国に出願するとき、海外で認められる表示は、一応チェックしているかな。最初は、「アルファベティカル・リスト」でチェックし、さらに例えば、アメリカ合衆国特許商標庁の「Identification Manual」(<http://tess2.uspto.net/ahhtml/tidm.html>) とかを参考にしている。

5-2 WIPO

甲：直接、外国制度の話ではないんだけど、英文の指定商品をどのように日本語に訳すかは難しい。「stationery」というと「文房具」って訳しがちだけど、どうやら「文房具」の方が広い概念らしい。海外から国内の場合は、より広がるからまだ良いけど、逆の場合は、権利範囲が狭くなってしまふ。特に、マドプロの出願のときが問題だよ。そういえば、マドプロの情報は、「Madrid Express」だけかと思っていたら、最近では「ROMARIN」も使えるんだね？

乙：出願人が望んでいた範囲で権利を取れていると思っていたのに、実は取れていなかった、というのは怖いですね。マドプロ情報のシステムにはあまり詳しくありませんが、確か、「Madrid Express」(<http://www.wipo.int/IPDL/en/search/madrid/search-struct.jsp>) っていうのは、IPDLのWIPO版みたいなものですよ。 「ROMARIN」っていうのは聞いたことがないんですけど、どんなシステムなんですか？

甲：「ROMARIN」(<http://www.wipo.int/romarin/>) は、その昔、一般ユーザーは使えなかったんだけど、今は利用できるようになった。「Madrid Express」は、13の項目から検索するんだけど、「ROMARIN」は、14項目、特に国際登録日から検索できる。それと、指定国の情報が載っている点と、何よりプリントアウトするには、「ROMARIN」の方が見やすい。

6. 裁判例

乙：審決取消訴訟に関しては、IPDLの「審決取消訴訟判決集」にも掲載されますけど、最近では、判

決日の翌日には「裁判所」のホームページ(<http://www.courts.go.jp/>) に判決がアップされているので、そちらで見ることが多い。勿論、このホームページも裁判所がサービスでやっているにすぎないので、全判決が掲載されるわけじゃないですけど、最近では、殆どの判決がここで確認できますよね。

甲：そう。判決を探すときは、殆ど「裁判所」のデータベースを使っている。ここで見当たらない場合は、判決日とか、事件番号を頼りに検索エンジンで調べるんだけど、乙君は、他のデータベースも使ってる？

乙：それ以外のデータベースとしては、「LEX / DB インターネット」(<http://www.tkcllex.ne.jp/>) を使っています。「裁判所」のホームページに掲載されていない判決を見たい場合の他、判決が確定したかどうかを確認したいときにも役立ちます。「LEX」では、判決文の「全文表示」の他、「書誌表示」を見ることができます。ここで、その判決の上級審の番号等を確認することができますし、また、下級審・上級審がリンクされているのも便利な機能だと思います。

甲：このデータベースは、その他、日経新聞のデータベースにもアクセスできたり、審決も全文が入手できる点でメリットがある。判決のデータベースというのは、ピックアップした判決をどういう風に纏めておくか、これも結構問題だよ。ほくは、一応、「判決集」というホルダー内に、「類否」とか「不使用」とかのホルダーを作って、そこに入れて保存しているんだけど、乙君はどうしてる？

乙：ボクは、「裁判所」のホームページで商標事件の一覧を抽出して、それをコピーペーストした表を作っています。そこに、事件名を入力して、大きな括り(例えば、「識別力」、「類否」等)で分けた上で、例えば、「類否」なら、「結合」「外観類似」「総合観察」「商品類否」等の細分化をしています(図4参照)。エクセルのオートフィルター機能を使えば、検索も可能です。

自分で資料を作りたいときには、インターネットの情報を使えば、楽だと感じます。一度作ると、こうすればよかったと思うことがあり、今、修正

(判例一覧)

判決年月日	事件番号	結論	事件名	識別性	先後願	登録要件	取消審判	審判関係	侵害関係
H2.2.11	平成02年12月25日	×	「MANON」(マノン)事件 (商標(「マノン」/「BAKOU」))		不付				
H2.12.26	平成02年12月26日	×	「GODISS」事件		不付				先行輸入
H3.1.24	平成03年1月24日	○	「MERCURION」事件 (商標「MARC POLON」)		維持決定				
H3.2.25	平成03年2月25日	×	「自慢ネコ」事件 (商標「ネコ」)		結合				不適用
H3.2.28	平成03年2月28日	×	「POKADORI」事件						不適用
H3.4.13	平成03年4月13日	×	「鶴屋」(鶴屋)事件 (上巻)						
H3.4.26	平成03年4月26日	○	「FRENCH」(フレンチ)事件 (「FRENCH」)		結合				20条
H3.4.29	平成03年4月29日	○	「FALCONE」(ファルコネ)事件		異議不付				
H3.7.11	平成03年7月11日	×	「PAIN」(ペイン)事件						出願の撤回
H3.10.24	平成03年10月24日	×	「COLUMBA」(コロンバ)事件 (商標「COLUMBA」)		維持				出願の撤回
H3.11.12	平成03年11月12日	×	「自慢ネコ」事件(控訴)		結合				
H3.11.18	平成03年11月18日	×	「BATTLE」(バトル)事件						先行適用
H3.12.23	平成03年12月23日	○	「FEDAL」(フェダル)事件(控訴)						先行適用
H4.2.26	平成04年2月26日	○	「FOLIO」(フォリオ)事件		10条				
H4.3.10	平成04年3月10日	○	「DODARI」(ドダリ)事件 (商標「ドダリ」)		維持				先行適用
H4.3.25	平成04年3月25日	○	「DASH」(ダッシュ)事件						請求人適格
H4.5.27	平成04年5月27日	○	「HERMOS」(ヘルモス)事件						請求人適格
H4.6.30	平成04年6月30日	×	「SAGA」(サガ)事件						請求人適格
H4.7.28	平成04年7月28日	×	「動物」(動物)事件 (商標「高利」)		異議不付				
H4.7.31	平成04年7月31日	×	「HAPPY」(ハッピー)事件						維持の撤回
H4.8.30	平成04年8月30日	×	「PANTHER」(パンサー)事件(控訴)						出願
H4.10.28	平成04年10月28日	×	「小栗」(小栗)事件(控訴)		結合と10条				維持の撤回
H4.1.24	平成04年1月24日	×	「流石」(流石)事件		10条				維持の撤回
H4.2.25	平成04年2月25日	×	「MAGI」(マジ)事件						維持の撤回
H4.3.30	平成04年3月30日	×	「COSMOS」(コスモス)事件 (商標「MAGI」)		結合				出願の撤回
H4.5.31	平成04年5月31日	×	「BATTLE」(バトル)事件(控訴)						先行適用
H4.7.23	平成04年7月23日	○	「MARE」(マレ)事件(控訴)						先行輸入
H4.7.24	平成04年7月24日	○	「FEDAL」(フェダル)事件(控訴)						先行適用
H4.7.29	平成04年7月29日	○	「鶴屋」(鶴屋)事件						先行適用
H4.9.10	平成04年9月10日	○	「SERNO」(セarno)事件(上巻)		結合				手続適格

※「裁判年月日」「事件番号」をHPからコピー。「結論」「事件名」を記載した上、大項目として「識別性」「先後願」「登録要件」「取消審判」「審判関係」(請求人適格、手続違背等)、「侵害関係」の6つの項目に分け、その中で更に具体化。

図4 「商標裁判例一覧」

版を作っているんですけど、インターネット情報を使えないと、修正版を作ろうという意識すら起こらないかもしれません。インターネットで情報を簡単にひいて、それを活用できるというのは、我々がし得ることの幅を広げていると思います。

7. その他

甲：IPDLの書誌事項とイメージデータを1枚にプリントする方法は知ってる？

乙：えっ、そんなことできるんですか？ 書誌事項とイメージデータはフレーム分割されているから、ムリなんじゃ…

甲：そう思うでしょ！ ところが、それができるんだよ。「印刷プレビュー」で「表示されたとおりに印刷する」を選択すると、何と1枚で印刷できる！ 商標イメージが切れてしまう場合は、フレームを左にずらせば、いいんだよ。

乙：本当だ！ そんなことができたんですね。ボクは、書誌事項とイメージデータは1枚にプリントアウトできないとばかり思っていたので、一緒にプリントしたいときは、常に、民間(B社、I社、IF社)の「書誌情報」システムを使っていました。

甲：そういえば、IF社の「商標資料館」(<http://www.tm-library.com/>)で「全文検索」

(<http://www.tm-sonar.jp/>)がオープンしたけど、使ってる？

乙：数回ですけど。悩んで悩んで意見書で書くことが思い浮かばないってときは、「拒絶コード」と「称呼」で絞って、検索結果として登録になったやつだけを引っ張れば、同じような理由で拒絶理由が通知された出願で、意見書の主張が認められた事例が分かるので、あとは、その包装袋を閲覧すれば…なんて使い方ができる気がします。他は、どんな使い方が思い浮かびますか？

甲：この「全文検索」というのは、使い方によっては、色々なことができると思うんだけど、例えば、同一の称呼を生ずるものだけをピックアップしたり、同一よりは若干広い範囲でも拾ったり、或いは、「商品・役務名リスト」に掲載されていない指定商品・役務の表示を拾ったり等々、特許庁の「商標出願・登録情報」の検索項目を自由に設定できて、なお且つ、ある程度の類似も調べられる。こんな使い方ができますよというのを公表してくれると、参考になるんだけどなあ。

乙：それと、IF社は、「書誌検索」システムとして、「番号抽出機能」があるのが特徴的だと思います。この機能があるお蔭で、IPDLの画面をコピーペーストして、一括して書誌情報を取り出すことが可能です。今までの「書誌情報」システムは、出願番号等を一々入力しないといけませんでしたが、この手間が省けるようになったので、すごく便利な機能だと思います。

甲：そうそう。それと、検索結果をPDF形式とエクセル形式で保存できるのも便利。そう言えば、「商標ナビ」(<http://www.shohyonavi.com/>)っていうシステムがあって、「知財審決データベース」(<http://shinketsu.jp/>)に「商標審決データベース」というのがあって、4万件以上のデータがあるそうだけど、知ってる？

乙：2000年以降の審決を原文検索できるデータベースですね。「称呼」と「拒絶条文」と「商品分類区分」で絞れば、似たような事例の審決を見つけられるので、便利だと思います。IF社の「全文検索」の審決版みたいなイメージが、使い方とし

